

建物の耐震性認定制度

改修・建て替え促す

国土交通省、13年度にも

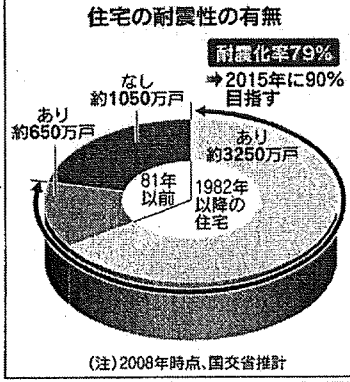
国土交通省は2013年度にも、耐震性のある建物を認定する制度を新設する。公共建築やマンションなら全ての種類の建物が対象で、現在の耐震基準を満たしていれば適合マークをつけられる。耐震診断を受ける所有者には補助金を出し、より多くの建物の耐震性の有無を明確にする。適合しない建物には建て替えや改修を促し、地震に強い街づくりをめざす。

診断には補助金

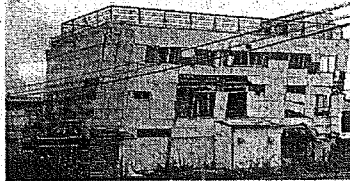
現在の耐震基準（1981年制定）を満たしていても、耐震診断を受け、81年制定）を満たして今の基準を満たしている建物を認定する。旧ればよい。現状では基準を満たしてはいるが、地震に強い街づくりをめざす。

耐震改修すれば認められる。これまで国の認定制度がなかったため、所有者が耐震基準に合っているかどうかの診断を受ける動きが広がらなかった。今国会に提出する「耐

震改修促進法改正案」に制度の新設を盛り込む。建物の所有者から都道府県などへの申請を受け、専門知識を持つ建築士が耐震性の有無を調べて認定する。所有者が認定を申し込むための費用は数千〜数万円程度の見込み。虚偽表示をした場合には、30万円程度の罰金を科す方針だ。同省の推計によると、

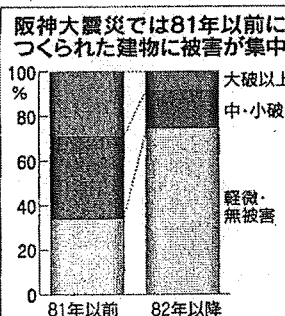


08年時点で耐震基準を満たしていない建築物は約2億戸に達している。被害が拡大し、緊急物資の輸送の妨げになり、被害が拡大し、耐震性の有無を調べて認定する。所有者が認定を申し込むための費用は数千〜数万円程度の見込み。虚偽表示をした場合には、30万円程度の罰金を科す方針だ。同省の推計によると、



08年時点で耐震基準を満たしていない建築物は約2億戸に達している。被害が拡大し、緊急物資の輸送の妨げになり、被害が拡大し、耐震性の有無を調べて認定する。所有者が認定を申し込むための費用は数千〜数万円程度の見込み。虚偽表示をした場合には、30万円程度の罰金を科す方針だ。同省の推計によると、

耐震基準 最大級地震でも安全確保



▽一定の破損の地震が起きても倒壊しない建物をつくるよう建築基準法が定めている基準。地震にいても建物に被害がなく、過去最大対して建物の安全を確保するた大級の地震でも建物が人命を損ねぬ、壁、柱、土台、筋交い、屋根などの倒壊をしないことを必要など各部分に強度の基準を決めて最低限の基準としている。

▽旧耐震基準は震度5程度の地震で建築物が損壊しない水準に設定していた。また、建物がどれくらいに耐えられるかという「強度」が耐震性を測る唯一の尺度だった。このため、一定以上の強い揺れが起きると建物が一気に倒れる危険性があった。現在の基準では建物の「弾力性」や「粘り強さ」も重視。鉄骨や鉄筋コンクリートが伸縮して揺れを吸収し、変形にも耐えられるようにした。

認定制度で地震に強い街づくりを後押しする。(福島県築紫町)

ため、この10年余りで約1.5倍に市場が拡大している中古住宅の売買を後押しできるとみている。国土交通省は15年中にも、アパートなど大規模な建築物の耐震診断を所有者に義務づける方針だ。ただ対象は全国で数千棟にすぎない。認定制度の導入でマンションや戸建て住宅なども含め、幅広い建物の耐震性を向上させることを狙う。

このほか、避難路や緊急輸送道路沿いにある住宅は、自らが耐震改修を要請できるようにする方針。倒壊の危険性のある住宅の所有者が改修しない場合には公表できるようにする。

これまでは努力義務に留まっていたが、大地震で壊れた住宅で避難路や緊急輸送道路がふさがれれば、犠牲者は一段と増加する。首都直下地震などの発生が近い将来予測されていることもあり、同省は一般住宅の規制も強化する必要があるとみている。

きょうの注目